

法人税の特例措置等が受けられます

あおもり^{なりわい}づくり復興特区制度

☎商工政策課 ☎43-9242 ☎43-2256 ✉shoko@city.hachinohe.aomori.jp
☑市ホームページ内で「生業づくり」を検索してください。

八戸市内の事業者が各種要件を満たす場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく市の指定等を受けることにより、税制上の特例措置等を受けることができます。

なお、この制度につきましては、昨年12月24日に閣議決定された平成28年税制改正大綱によると、5年間延長して平成32年度末までとされています。ただし、特例措置の内容は一部変更になる可能性がありますので、詳細につきましては判明し次第お知らせします。



対象要件

対象区域(復興産業集積区域)

八戸水産加工団地、臨海工業地帯、桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地、漁港地区、長苗代地区、本八戸周辺地区、白山台地区、南郷地区ほか4地区

対象業種

各種製造業および各種製造業と取引がある関連産業・業種(農林漁業、建設業、小売業、金融業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業などは除く)

法人税等の特例措置

同一事業年度では併用不可

① 資産取得	特別償却	～28年3月末	選択適用 ⇄	税額控除	～28年3月末	※税額控除は法人税額の20%が限度。 20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。
	機械装置	即時償却		機械装置	15%	
	建物・構築物	25%		建物・構築物	8%	
② 雇用	雇用者に対する給与等支給額の10%を税額控除できます(法人税額の20%が限度)。					
③ 新規立地	新法人の再投資等準備金積立額の損金算入(指定5年間の所得金額を限度)		+	再投資した場合の即時償却(再投資等準備金残高を限度)		
④ 研究開発資産取得	研究開発用資産について即時償却		+	即時償却した研究開発用資産の減価償却について12%を税額控除(通常8～10%)		

手続方法

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、指定を受けるなどの手続が必要です。

(例) 上記①の資産取得にかかる特例措置を受ける場合



事業者指定状況(27年12月31日現在)

特例措置の内容	計画内容	指定を受けた事業者の業種
事業用資産取得に係る特別償却・税額控除	設備投資額 約1,030.5億円	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、生産用機械器具製造業、道路貨物運送業、廃棄物処理業、倉庫業など
被災者等の雇用に係る法人税の特例控除	雇用人数 約4,700人	情報サービス業、金属製品製造業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業など

【27年度新規指定事業者紹介】



東邦アセチレン(株) ※施設使用は八戸共同酸素(株)
業種: 化学製品卸売業(工業用ガスの卸売)